

竹富町議会モニター設置規程

(目的)

第1条 この規程は、竹富町議会モニター(以下「モニター」という。)を設置することにより、町民等から議会の運営等に関する要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会の円滑かつ民主的な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「会議」とは、議会の本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会その他議長が必要と認める会議(非公開で行われるものを除く。)をいう。

(定員)

第3条 モニターの定員は、5人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは、これを増減することができる。

(資格)

第4条 モニターは、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者又は町内の事業所に勤務し、若しくは学校に在学する満18歳以上の者であること。
- (2) 議会の仕組み及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。
- (4) 特定の政党や地域、団体などの利害に偏らず、町全体の発展のために公平・公正な観点で意見を述べる事が出来る方。
- (5) 特定の議員に対する要望、提言その他の意見を述べることを主たる目的としていないこと。

(募集及び委嘱)

第5条 モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認める団体等に対し、推薦を依頼することができる。

2 モニターは、前項の規定による応募者及び被推薦者のうちから議長が委嘱する。

3 議長は、モニターの委嘱に当たっては、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(職務)

第6条 モニターは、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 会議を傍聴し、当該会議の運営に関するアンケートへの回答、若しくは意見を文書により

提出すること。ただし、議会を傍聴することが困難な場合は、後日動画配信を確認し、意見提出の参考にすることができる。

- (2) 議会だより及び議会ホームページ等、議会の広報活動に、意見を文書により提出すること。
- (3) その他、議会が行うアンケート又は調査に協力すること。
- (4) 議長が招集する意見交換会等に出席し、意見を述べること。
- (5) その他議長が必要と認める事項。

(任期)

第7条 モニターの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のモニターの任期は、前任者の在任期間とする。

(提出された意見等の処理)

第8条 議長は、モニターから提出された意見等について、必要があると認めるときは、関係する委員会等に送付し、検討させるものとする。

2 議長は、前項の規定による検討の結果を当該モニターに通知するとともに、議会だより、ホームページ等への掲載その他の方法により公表するものとする。

(報酬等)

第9条 モニターは、無報酬とする。ただし、予算の範囲内において謝礼又は費用弁償を支給することができる。

(解任)

第10条 議長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該モニターを解任することができる。

- (1) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他モニターとしてふさわしくない行為があったとき又は議長が不適當と認めたとき。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年5月20日から施行する。